

介護職員等処遇改善加算金の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、合同会社 こいしの郷（以下「法人」という。）給与規程に規定する給与とは別に、厚生労働省が創設した介護職員等処遇改善加算制度(以下「処遇改善加算制度」という。)に基づき法人の介護職員等¹に対し支給する介護職員等処遇改善手当(以下「処遇改善手当」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 法人の正社員またはパート職員の別を問わず、厚生労働省の定める処遇改善加算制度に基づき、処遇改善加算金を原資に処遇改善加算手当として支給する。

(支給額)

第3条 処遇改善加算手当の支給額は、介護職員等処遇改善加算制度による加算見込額の範囲内において、法人(または代表社員)が定める額（別表1）とする。

(支給日)

第4条 処遇改善加算手当の支給は、毎月の給与支払い日に支給する。

また、年度末時点で償却できなかった処遇改善加算手当があった場合は、翌年度4月に当年度分の差額金を一時金(手当)として支給する。

(その他)

第5条 この規程は、処遇改善加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。また、必要に応じて適宜見直す。

付 則 この規程は令和6年7月1日から施行する。

(別表1)

◎毎月の介護職員等処遇改善の支給額について

A 処遇改善基本手当 (円)

	職種	支給額	
正社員	介護福祉士	20,000～30,000	1 カ月あたり
	介護職員	10,000～20,000	
パート	介護福祉士	300～400	1 時間あたり
	介護・看護職員	200～400	
	調理員	200～300	

B 処遇改善資格手当 (円)

	職種	支給額	
正社員	介護福祉士	20,000～30,000	1 カ月あたり
	介護職員	10,000～20,000	
パート	介護福祉士	200～300	1 時間あたり
	介護・看護職員	0～300	
	調理員	0	

前月分の介護職員等処遇改善加算金をもとに、翌月の給与支給日に支給する。

例) 5月の給与に、4月分の介護職員等処遇改善加算金を利用する。

◎年度末一時金(手当)の支給額について

期末時点での介護職員等処遇改善等加算算定額

年度末での 介護職員等処遇 改善等加算算定 額の総額	-	年度末での 介護職員等処遇 改善等加算手当 の支給額の総額	÷	対象者	=	処遇改善加算 手当 (一時金)
-------------------------------------	---	--	---	-----	---	-----------------------

対象者については、期末時点 法人が決定する。

また、差し引き後の金額がマイナスの場合は支給しない。

本年度(4月から翌3月)の介護職員等処遇改善加算金をもとに計算した処遇改善加算当(一時金)を4月の給与支給日に支給する。